

上小建設労働組合規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本組合は上小建設労働組合と称する。
- 第 2 条 本組合は事務所を上田市国分 7 4 1 番地 7 に置く。
- 第 3 条 この組合は建設産業に従事する者を以って組織する。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 この組合は団結と民主的組織とによって団体交渉権を確立し、組合員の労働条件の維持改善を図り、経済的地位の向上を期するを以って目的とする。
- 第 5 条 この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- 1 組合員の技術と教養の向上。
 - 2 組合員とその家族の福利厚生増進。
 - 3 同じ目的を持つ他の団体との協力。
 - 4 その他目的実施に有効なる事項。

第 3 章 組合の権利義務

- 第 6 条 何人もいかなる場合においても人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。
- 第 7 条 組合員はこの問題の総ての問題に参加し均等の取り扱いを受ける権利がある。
- 第 8 条 組合員は規定の組合費を納入し、組合規約並びに決議を尊重し厳守する義務を有する。
- 第 9 条 組合員で権利停止、解任、除名その他不利益な決定を受けた者は大会に提訴することができる。
- 第 10 条 組合員はその職責を完遂しないで不平等な要求をすることはできない。

第 4 章 会 議

- 第 11 条 この組合は次の会議をもつ。
- 1 大 会
 - 2 執行委員会
- 第 12 条 大会はこの組合の最高議決機関であって定時又は臨時に開く。
- 第 13 条 定期大会は毎年会計年度終了後 2 ヶ月以内に組合長が招集する。
- 臨時大会は執行委員会が必要と認めた時又は加盟組合員の 2 分の 1 以上

の要求があったときは、これを開かなければならない

第14条 大会は別表(1)の基準により選出された代議員及び役員で構成し、代議員の過半数で成立する。

第15条 大会の議決は特別の規定ある場合を除き、代議員の過半数で行ない可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 大会の議長は役員より選出する。

第17条 執行委員会は大会につぐ議決機関であって、執行役員で構成され、過半数の出席で成立し、原則として組合長が必要と認めたときは随時招集する事ができる。

第18条 前1条の議決は大会に準ずる支持を得なければならない。

第19条 つぎの事項を行なうには組合の定期大会で決定する。

- 1 同盟罷業
- 2 規約の改訂
- 3 この組合の解散

第5章 役員

第20条 この組合に次の役員をおく。

- | | | |
|---------|-------|------------------|
| 1 組 合 長 | 1 名 | ┌
 執行役員
└ |
| 2 副組合長 | 2 名以内 | |
| 3 書 記 長 | 1 名 | |
| 4 会計監査 | 2 名 | |

第21条 役員は大会で代議員による直接無記名投票によって選出する。

第22条 組合長はこの組合を代表し業務を統括する。副組合長は予め定める順位に従って組合長の事故あるとき代理する。

第23条 書記長は組合長を補佐し、この組合の事務局を統括する。

会計監査は、この組合の会計を監査する。

第24条 役員の任期は1年とし定期大会から翌年の定期大会までとする。但し再選は妨げない。

組合長・書記長に欠員が出来たときは副組合長がその任につき、任期は前任者の残任期間とする。

第6章 加入及び脱退

第25条 この組合に加入するには申込書に保証金を添えて申し込み、脱退するものはその理由を書類を以って組合長に提出するを要する。組合長は執行役員に計って処理する。

第7章 会 計

- 第26条 この組合の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第27条 この組合の経費は、組合費、事業収入等によってまかなう。
- 第28条 また、組合保証金は組合保証金規定による。
組合費は大会で定めた額とする。但し、執行委員会で認めたときは臨時徴収することができる。
- 第29条 納入済みの組合費その他の金品は理由を問わず返還しない。
但し、組合保証金については組合保証金規定による。
- 第30条 この組合の財産管理は執行委員会の連帯責任とする。

第8章 統 則

- 第31条 この組合に違反したり、組合の名誉を存したり組合に損害をあたえたり、組合費保険料滞納2ヶ月した時は、執行委員会の決議によって左の処理をする。
- 1 除 名
 - 2 権利の停止
 - 3 過怠金の徴収
 - 4 損害保障
- 第32条 この組合の発展又は事業に功績のあったもの又は組合員の模範となる者には、大会又は執行委員会の決議によって表彰することができる。

第9章 顧問・相談役

- 第33条 この組合に顧問、相談役を置くことができる。
1. 相談役は2名とする。
 2. 組合長が退任した時は相談役に就任する。
 3. 顧問は、組合長が総会で推薦する。
顧問に推薦する人を、執行役員と顧問・相談役で検討する。
 4. 顧問・相談役は組合長の要請により、会議で意見を述べることができる。
 5. 顧問・相談役は組合長にはかり会計監査員と共に会計監査をすることができる。

附 則

- 第34条 この規約のほかに必要な規定は、執行委員会で決めることができる。

この規約は採決の日、1953年6月1日より実施する。

一部改訂、1979年4月1日より実施する。

一部改訂、1989年 1月 7日より実施する。

一部改訂、1993年 1月 7日より実施する。

一部改訂、1995年 4月 1日より実施する。

一部改訂、1997年 4月19日より実施する。
一部改訂、1998年 4月 1日より実施する。
一部改訂、1999年 4月21日より実施する。
一部改訂、2000年10月1日より実施する。
一部改訂、2002年 5月12日より実施する。
一部改訂、2003年 5月11日より実施する。
一部改訂、2004年 6月 1日より実施する。
一部改訂、2007年 5月12日より実施する。（執行委員定数改訂）
一部改訂、2008年 5月11日より実施する。（副組合長1名の減員）
一部改訂、2008年 6月 1日より実施する。（加入金の廃止）
一部改訂、2009年 5月10日より実施する。（副組合長1名の減員）
一部改訂、2010年 5月10日より実施する。（組合加入範囲）
一部改訂、2013年 5月12日より実施する。

（21条青年部副部長の選出、35条主婦の会を削除、青年部加入年齢を45歳に）
一部改訂、2022年5月13日より実施する。

（第11条 常任役員会を支部長会議に、第17条 執行委員会は執行役員で開催、第18条 常任委員会を支部長会に、20条 定期大会の議決事項、第21条 執行委員を支部長に変更、常任役員を執行役員に、第25条 執行委員を支部長に変更、第37条を36条に繰り上げ 顧問・相談役を第10章に、第36条を37条に繰り下げる、代議員選出基準の定数を減らし簡略化する）

一部改訂、2024年 5月 9日より実施する

（第18条支部長会議の招集、第37条組合規定の変更機関、別表1代議員定数の変更）
一部改訂、2025年3月1日より実施する。

（第11条 支部長会議を廃止、第13条 臨時大会は加盟組合員の2分の1以上の要求があったとき開催、14条 代議員選出を支部から各ブロックからの選出に、16条大会議長は役員から選出、18条を削除し1項ずつ繰り上げ、旧19条前1条の議決に変更、旧21条役員から支部長を削除、旧第25条を支部長の選出を削除、旧第25条を削除して以下2項ずつ繰り上げ、代議員選出基準を代議員は地区ブロックより2名とする ）

一部改訂、2025年4月1日より実施する。

（旧21条役員から青年部長・青年副部長を削除、旧35条青年部を廃止しする）

一部改訂、2025年 5月15日より実施する

（第20条副組合長2名以内、第24条役員の欠員ができた時副組合長がその任につく）

【別表1】

《代議員選出基準》

第1条 代議員は、地区ブロックより2名とする